

図書館の倫理的価値としての「知る自由」と法学的「知る権利」

福井 佑介

1. はじめに

図書館界において、図書館の社会的役割を宣言する文書である「図書館の自由に関する宣言」（1954年採択）は、図書館関係者を対象とする点で倫理綱領の側面も持ち合わせており、図書館員の自律的規範の起点でもあった。しかし、1979年の改訂を機に、当該宣言は機関としての図書館を対象とするようになり、「図書館員の倫理綱領」（1980年採択）が図書館関係者の倫理を管轄するようになった。このような自律的規範において、遵守すべき倫理的価値として位置付けられていたのは、一貫して「知る自由」であったことを、筆者はすでに明らかにしている¹⁾。

ただ、「知る自由」の理論構成も常に一定のものであったわけではない。特に、「知る自由」の保障は、資料や情報の入手について利用者にある種の権利や自由を保障することを意味するため、法学の議論、とりわけ知る権利論と無縁ではない。しかし、「知る自由」と「知る権利」の関係性は、これまで必ずしも十分に論じられてこなかった。代表的な議論は次に示すとおりである。

渡辺重夫は『図書館の自由と知る権利』において、「図書館の自由、あるいは図書館の社会的機能の根底に位置づけられている知る自由・知る権利概念を、極めて包括的な形で明らかにすることによって、図書館と知る権利の関連について若干の素描を試みようとする」ことを目的としている²⁾。そして、1954年の宣言における「知る自由」は、次の3点によって、知る権利論の先駆をなすと指摘している³⁾。

- (1) 基本的人権に位置付けられていたこと
- (2) 抽象的な権利としてではなく、保障のための社会的制度と結びつけられていたこと
- (3) 公権力の介入・干渉の排除と結びつけて論じられていたこと

また、1979年の改訂が、法学の「知る権利論」の発展の系譜を基本的に受け継ぐ形で登場したという。その理由は大要次の3点にあった⁴⁾。

- (1) 括弧付きの知る自由から括弧が外されたことに知る権利概念の市民権化が読み取れる
- (2) 実定法上の根拠が示されている
- (3) 図書館資料請求権を規定している

このようなことを指摘した後、図書館の自由の基礎としての知る権利の具体的意義について論を展開し、渡辺独自の見解として、図書館資料請求権に「図書館資料の構成に参加する権利」までも含めること等を提示している⁵⁾。

渡辺は、議論の前提として、図書館の文書で言及される知る自由と法学的知る権利を同一視している。そこには、両概念の差異を明らかにするという視点はなく、渡辺の議論は知る権利論を図書館の文脈で活かす試みであるといえる。

両概念の関係を明示的に取り扱った文献として、中村克明の『知る権利と図書館』がある。第2章「知る自由と知る権利の関係に関する検討」では、両概念を同一視する図書館関係者の認識に批判的であった。しかし、章の末尾において「この段階では、1954年『自由宣言』における知る自由の採択経緯に対する認識不足と、渡辺重夫氏等による詳細な研究成果を十分にふまえることができなかったため、1979年『自由宣言』における知る自由がすでに知る権利と“同一の概念”(=『国家等に対し作為義務を課する積極的な意味合いを含む概念』)となっていた(中略)ことを見抜けなかった」⁶⁾と釈明した。そして、後の章では、宣言改訂の関係者の認識を今度は根拠に据え、「新たな『自由宣言』における知る自由は(中略)受け手の自由(権利)=『消極的・受動的権利』のみならず、『積極的・能動的権利』をも包含する概念、すなわち知る権利と同概念となるに至った」⁷⁾と結論付けた。

なお、同書を研究書としてみた場合、但し書きを付すよりも、加筆・修正を行うべきであろう。また、「知る自由」や「知る権利」に言及する図書館関係者の文献を数多く引用し、表現の差異に注目しているが、理論的背景に踏み込んだり特定の分析枠組みから検討したりするものではない。特に、そこで取り上げられた、法学者の言及する「知る自由」の大半は⁸⁾、図書館界での「知る自由」ではなく、「複合的な性格を持つ権利」⁹⁾である知る権利の自由権的側面を指すに過ぎない。

上記の研究状況に鑑みれば、両概念を同一視する見解が主流であり、その判断に際して、自由権や請求権という権利の性質に着目していた。なお、この場合、自由権とは、情報の受領を妨げられない権利である。請求権とは、情報への接近を請求するものであり、その名宛人には情報開示の法的義務が生じることまでを含む。さらに、このような研究は、理論がある程度成熟した、現在の知る権利論から検討するものであり、両理論の歴史的展開から解明する視点は希薄である。たとえば、渡辺は、法学的知る権利論の発生を、本稿第3章1節で示すような表現の自由の捉え返しから説明しているものの、その後の展開については、1960年代後半から新たな展開をみせたことを指摘して背景を述べるにとどまり、展開の内容には踏み込んでいない。

また、先行研究は法律論として論じる傾向にあるが、図書館界の「知る自由」は、法規範、特に裁判規範としての妥当性に疑問が呈されている。たとえば、法学者の堀部政男によれば、請求権的知る権利の実現には情報公開法などの具体的法規を要するというのが通説であるが、図書館関係法規は「広義の情報公開に役立つとしても、知る権利・情報アクセス権そのものを承認しているものとは解することができない」¹⁰⁾という。ただし、別の文献では、『一九七九年改訂』のようなコンテキストでは、『知る権利』という、国家に対し作為義務を課する積極的な意味合いを含む概念を用いてもよかったのではないかと¹¹⁾としている。このように、当為の問題としてみた場合、知る自由と知る権利は密接な関係にあることには間違いない。

以上のことから、本稿は、両理論を当為の視座から検討することで、(1)両理論はどのように展開し、(2)相違点と共通点を含めて、どのような関係にあるのかを明らかにする。構成は以下のようなものである。第2章では、図書館の倫理的価値としての知る自由の成立について述べ、第3

章では、知る権利論の歴史的展開をたどる。そして第4章では、図書館の自由に関する宣言の1979年改訂における知る自由の理論構成をもとに、法学的知る権利論との関係性を論じる。なお、以下では基本的に、「知る自由」は図書館の倫理的価値としての知る自由を、「知る権利」は法学的知る権利を指す。

2. 図書館の倫理的価値としての「知る自由」の成立

1954年に採択された図書館の自由に関する宣言は、作成の申し入れ¹²⁾や作成過程の議論¹³⁾に鑑みれば、図書館の社会的役割の宣誓であると同時に、図書館関係者の倫理綱領という性格も持ち合わせていた。宣言の前文は、「基本的人権の一つとして、『知る自由』をもつ民衆に、資料と施設を提供することは、図書館のもっとも重要な任務である」という文言から始まる。続けて、そのような任務を果たすために「我々図書館人は次のことを確認し実践する」として、資料収集の自由、資料提供の自由、検閲への反対、そして、図書館の自由が侵されるときには団結して自由を守ることを宣言した。また、副文は正式に採択されなかったのであるが、前文に付された副文では、「近代民主主義社会の原則は、民衆の一人一人が自由な立場で自主的に考え行ふことによって、その社会の動向と進歩とが決定されることである。従って、社会の担い手としての民衆は『知る自由』を基本的人権の一つとして保有している」という認識を示している。さらに、資料収集の自由の副文には、「図書館は民衆の『知る自由』に奉仕する機関であるから、民衆のいろいろの求めに応じられるように出来るかぎり広く偏らずに資料を収集しておく必要がある。ここに資料に関する図書館の中立性の原則が存在する」とあり、資料提供の自由の副文では、「中立の立場で自由に収集された資料は、原則として、何ら制限することなく自由に民衆の利用に供されるべきである」（傍点、引用者）と述べている¹⁴⁾。

上記を踏まえれば、民衆の「知る自由」が最も基本的な価値に位置づけられており、自由権が主張されていたといえる。しかしながら、『図書館の自由に関する事例33選』によれば、『宣言』が作成される過程で知る自由という概念が形成されたプロセスは今日必ずしも明らかではないという。アメリカ図書館協会の図書館の権利宣言をモデルとしながら、「おそらく当時しばしばマスコミなどで使用されていた報道の自由、あるいは表現の自由、言論・出版の自由など『……の自由』という言い方で新憲法において初めてひとびとが手にすることのできた権利が表現されていたことを踏まえて知る自由という表現が生み出されたのであろう」と指摘している。さらに、図書館の「立場を包括する概念として『図書館の自由』という表現が使われ、これに対する利用者の権利として『知る自由』という概念が用いられたのであろう」と推測している¹⁵⁾。

ここで、報道や言論の自由との関連の例として、宣言の制定に先行して表明された、図書館界の倫理綱領の必要性を論じた言説を挙げておく。1952年から『図書館雑誌』において行われた、図書館の中立性に関する誌上討論において、K生は言論・出版の自由から図書館の中立性を検討した。その中で、新聞業界は要求される客観性を新聞倫理要綱に結晶化させているという理解から、「図書館倫理要綱」を提案した。その内容は、最大限の資料収集を基盤とする一方で、自由の限界や負うべき責任を理由に資料提供には一定の制限を設けるものであった¹⁶⁾。ただし、後者の主張は自己検閲にあたり、最終的な宣言とは立場を異にするといえる¹⁷⁾。また、

伊藤旦正は、K生の提案を受けて、新聞業界が自らの倫理要綱を遵守していないという認識から、作成する図書館界の倫理要綱を自ら破棄することになってはならず、民衆の「知る権利」を擁護すべきであると主張した。これらの議論を踏まえれば、宣言の提案時点で報道や言論の自由が視野にあったことがわかる。

採択後には、「宣言はとかく忘れられがち」になり、1960年代半ばまでは日常の図書館活動の中で想起されず¹⁸⁾、改訂の動きにつながるのは1970年代に入ってからであった。知る権利論はまさにその間に発展することとなる。

3. 知る権利論の展開

知る権利に関する法学の議論の焦点は、裁判規範としての妥当性にあり、そのため、憲法上の根拠に関する議論や立法論が展開されてきた。しかし、奥平康弘によれば、「新しい人権の一つである『知る権利』は、どのようにあるか（存在するか）ではなくて、どのようにあるべきかという実践目標（当為）に関わる」（傍点、原文）ために、強調点の置き方に違いがでてくることになるという¹⁹⁾。本章では、まず、知る権利論に憲法論上の根拠を与える、表現の自由における主客逆転の議論をみる。その上で、「実践目標（当為）」に着目しながら知る権利論の展開を概観する。なお、枚数の関係で、諸外国の立法やマス・メディアの状況には立ち入らない。

3.1 表現の自由における主客逆転：送り手の自由から受け手の自由へ

1960年代前半から、表現の自由を受け取る側から構成する議論が現れた。これは知る権利論の前提を形成することになる。一例を挙げれば、1961年に伊藤正巳は、「聴く自由としての言論の自由を把握するみかたは、憲法の人権保障の構造におけるその自由の位置を明らかにするのに役立つ」²⁰⁾と指摘している。さらに、芦部信喜は、「表現の自由」（1963年）において、言論の自由が消極的地位に基づく権利の一つに属することには疑いないとした。その上で、美濃部達吉や宮沢俊義の憲法解釈を批判しながら、この自由を内心の思想を外部に表現する自由の意に限定するのは狭きに失する旨を指摘した。それに続けて、「思想表現の自由は、（中略）自由な意見発表の権利とともに、自由な意見享受の権利を不可欠の要素として当然に含む」と述べた。その背景として挙げたのは、資本主義の高度化とマス・メディアの発達が意見の発表主体と享受主体と分離させ、結果的に、民衆が現実には、後者の自由しか享受できない状況に置かれている状況であった²¹⁾。なお、この現状認識は、後続するこの種の議論で繰り返し触れられることとなる²²⁾。そして、当初からマス・メディアの在り方を視野に論が展開されていたように、次節で示す、取材・報道の自由と関係しながら、表現の受け手の議論は知る権利論と結びついていく。

この主客逆転の思考法そのものが最高裁で言及されたのは、1969年10月15日の『悪徳の栄え』事件最高裁判決の色川幸太郎裁判官による反対意見においてであった。当該事件では、『悪徳の栄え』が猥褻にあたるのかどうか争点となった。一審では無罪判決が下ったものの、二審では有罪となり、最高裁でも上告棄却となった。最高裁判決での反対意見において、色川裁判官は、次のように述べている²³⁾。

憲法二一条にいう表現の自由が、言論、出版の自由のみならず、知る自由をも含むこと

については恐らく異論がないであろう。辞句のみに即していえば、同条は、人権に関する世界宣言一九条やドイツ連邦共和国基本法五条などと異なり、知る自由について何らふれるところがないのであるが、それであるからといって、知る自由が憲法上保障されていないと解すべきではないことはもちろんである。けだし、表現の自由は他者への伝達を前提とするのであって、読み、聴きそして見る自由を抜きにした表現の自由は無意味となるからである。情報及び思想を求め、これを入手する自由は、出版、頒布等の自由と表裏一体、相互補完の関係にあると考えなければならない。

その上で、文芸作品を鑑賞し、その価値を享受する自由は、出版、頒布等の自由とともに尊重されるべきであることを指摘した。なお、この「知る自由」は、現在でいうところの、知る権利の自由権的側面を表している。

さらに、同最高裁判決の翌年、奥平康弘は『表現の自由とはなにか』において、「表現の自由を、受け手、すなわち国民一般からみたばあい、さまたげられずに自由に表現をうけとる自由・権利が浮かびあがる。これを知る権利・読む権利・見る権利と呼ぶ」とまとめている²⁴⁾。以上のことからわかるように、知る権利は、表現の自由から当然に導かれるものとして登場し、初期の議論では、表現の自由に対応するように、自由権的側面が強調されていた。

3.2 報道の自由と知る権利

知る権利は、表現の受領を妨げられないという観点からのみ論じられてきたわけではなく、ひとつの実践目標として、取材や報道の自由との関連で請求権が論じられた。

その先駆的な業績として、千葉雄次郎の「新聞人の『知る権利』の運動について」（1958年）が挙げられる。千葉は、第二次世界大戦時からの報道統制に対する反動として起こった、アメリカのジャーナリズム界での知る権利運動を取り上げている。そこでは、国民のために行われるという点に知る権利運動の道徳的根拠が存在するのであり、「知る権利」といえども法的権利というべきものではないという認識から、道徳的根拠が失われることは致命的であると強調している²⁵⁾。

法学的な議論では、芦部信喜が、前述の「表現の自由」（1963年）において、表現の自由の内容との関係で、情報源への接近を規定する西ドイツのドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）や世界人権宣言にも触れていた。内心の思想の表現にとどまらず、事実の報道の重要性について、国民の意見形成との関係で重要性を認めている。ただし、取材活動や取材源秘匿の権利が当然に憲法上保障されているとみることは否定している²⁶⁾。

この領域の議論が本格化するのは1960年代後半であり、代表的な文献として、石村善治「知る権利とマスコミ」がある。石村の議論の目的は、マス・メディアと一般国民との関係性の中で「知る権利」を把握することであった。具体的には、政府の広報が増大すると同時に秘密主義を増してきたという現状認識や、マス・メディアの自主規制との関わりで、国民の持つ権利の内容を検討したのである。その中で、「国民主権は国民個人々人にあるのではなく、国民の利益を計るのは、マス・メディアの任務であり、したがって国民に教示すべきものであるプレスは国家から情報を求めうる」というドイツ学説を紹介し、これを「一般国民の『知る権利』よりはむしろ、『マス・メディアの知る権利』という支配的見解の表明」と位置付けている²⁷⁾。

いずれにせよ、この報道と知る権利の関係性が主張される領域では、国民主権との関係で議論が展開している。そして、報道との関係で最高裁が「知る権利」に言及したのは、博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁判決（1969年11月26日）であった。

当該事件の発端は、1968年に全学連学生約300人が原子力空母の佐世保寄港の阻止のために博多駅で下車したところ、機動隊と衝突し、逮捕者も出したことにある。学生側は、特別公務員暴行陵虐罪（刑法195条）や公務員職権濫用罪（刑法193条）にあたると訴えたが、不起訴となったため、付審判請求を行った。事件を担当した福岡地裁は、民放3社とNHKに対して、当時の様子を撮影したフィルムの提出を命じた。これに対して放送局側は福岡高裁に抗告したが、棄却されたので、最高裁に特別抗告を行った。最高裁は「公正な裁判の実現」を重視して抗告を棄却したのであるが、その中で、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない」と述べた。ただし、取材の自由に関しては、「十分尊重に値するもの」（原文ママ）という表現にとどまっている²⁸⁾。

このような指摘の背景となったのは、テレビ局側の特別抗告理由であり、ここに、報道関係者の認識が端的に表れている。そこではまず、「報道は事実を正しく伝え知らせることであるが、報道の自由は、憲法が標榜する民主主義社会の基盤をなすものとして憲法上特に重要な地位にある」とした。なぜなら、国民による参政権の行使には正確な情報が不可欠だからであるという。そのため、「報道機関の有する報道の自由は、報道を受取る国民の側からすれば、国民がその諸々の権利の発動の基盤として自由な判断を形成するために不可欠な、いわば国民の『知る権利』としてとらえられている」。そして、民主主義を貫く立場からは、「公器の持つ特権として最大限の尊重を受けなければならない」として、報道の大前提の取材の自由を主張した²⁹⁾。

この見解について、奥平は、国民の「知る権利」の名において、言論・報道機関が報道の自由なり取材の自由なりを確立しようとする考え方の典型例と位置付けている³⁰⁾。さらに、阪本昌成によれば、「そこでの『国民の「知る権利」』とは、国民がプレスによって知らされる自由（プレスが国民に知らせる自由）であった」。これは the people informed by the press の主張であり、そこでの権利主体は、主権者としての the informed people ではないと指摘している³¹⁾。この領域では、マス・メディアの地位の問題が、知る権利との関係で、ひとつの実践目標として主張されていたといえる。

さらに、1972年に問題が大きく取り上げられることとなった外務省機密漏洩事件でも取材の自由が問題となった。連日、新聞をはじめとしたマス・メディアは「知る権利」に言及するようになり³²⁾、法曹界における議論もこの前後から特に活発になっていく。

3.3 「国民」の「請求権」から情報公開制度へ

外務省機密漏洩事件を受け、法学者の議論も本格化していった。ここでは、法学者たちが知る権利について包括的な検討を加えた、「研究会『知る権利』の法的構造」（1972年）を取り上げる。

そこで論題にあがったのは、憲法上および法律上の根拠や、享有主体、客体などであった。

享有主体に関する議論では、前述の石村論文で指摘されるようなマス・メディアの知る権利なのか、国民一般の知る権利なのかが問題となった³³⁾。そして、奥平は、「参政権の要素、あるいは国民主権の原理に基づく構成をきちんとしてしまえば、享有主体の議論というのはもう出てくる余地がない。つまり、端的に国民の権利であるということ」と述べ、「報道機関の知る権利」として構成することを論難した³⁴⁾。また、知る権利の性格について、憲法レベル（表現の自由や国民主権）で、自由権としての知る権利が主張されうる余地は十分にあるという。しかし、請求権としての知る権利については、それを充足しうるような立法措置が必要とした³⁵⁾。これは通説となり、「知る権利は、『国家からの自由』という伝統的な自由権であるが、それにとどまらず、参政権（国家への自由）的な役割を演ずる。（中略）知る権利は、積極的に政府情報等の公開を要求することのできる権利であり、その意味で、国家の施策を求める国務請求権ないし社会権（国家による自由）としての性格をも有する点に、最も大きな特徴がある。ただし、それが具体的請求権となるためには、情報公開法等の制定が必要である」とされるように³⁶⁾、情報公開制度へと結びついていった。

このような考え方を詳細に論じたのが、奥平康弘『知る権利』（1979 年）であった。そこでは、「知る権利は、報道の自由の別称であるがごとく卑小化されてしまうきらいがある」³⁷⁾が、「知る権利は、新聞・放送や、総じて情報を提供する機関の民主化（国民的なコントロール）を目標とし、これを達成する個々の道筋を、個人の権利として主張する立場の現われ」（傍点、原文）³⁸⁾であるという認識を示している。また、「政府情報にアクセスする権利こそが、知る権利の中核をなすという考えから、本書では、知る権利の他の諸側面にはかならずしも十分な考察を展開しない」³⁹⁾と述べた。ここには、報道機関の知る権利とは路線を異にする、情報公開制度へと結びつく実践目標が提示されているといえる。ただし、2001 年施行の行政機関情報公開法では「知る権利」という文言は使用されなかった。

4. 図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂版における知る自由と知る権利

4.1 図書館の自由に関する宣言の改訂（1979 年）と知る自由の理論構成

図書館の自由に関する宣言の改訂につながるのは、1973 年の山口県立図書館図書隠匿事件⁴⁰⁾であった。この事件を受けて、全国図書館大会では、宣言の趣旨を確認し、維持発展のための委員会の設置を決議した⁴¹⁾。さらに、図書館関係者による大会決議を具体化する動きもあり、図書館の自由に関する調査委員会が 1974 年に発足した。同委員会は宣言の趣旨の普及と維持発展を主要な任務としており⁴²⁾、その一環として、宣言の副文の改訂を試みた。1976 年 7 月にこれを公表して、広く議論を喚起した⁴³⁾。その後、2 度にわたって副文案が発表されたが、1978 年には主文の一部改訂に着手した⁴⁴⁾。そして、1979 年 5 月 30 日に図書館の自由に関する宣言が総会決議で採択されるに至った⁴⁵⁾。

改訂の特徴としては、宣言の基礎を憲法の保障する表現の自由に置いたこと、利用者のプライバシー保護を主文に追加したこと、実践の指針である副文も一体のものとして採択したことなどが挙げられる。本稿の議論に照らせば、基本的人権としての知る自由と資料や施設の提供とを結びつけた、第 2 章で引用したものとはほぼ変わらない⁴⁶⁾前文に付された副文が重要になる。まず、日本国憲法の依拠する「国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひと

りが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する」としている。さらに、「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である」とも述べている⁴⁷⁾。

改訂の過程において、知る自由になぜ固執するのか、請求権的意味合いを持つ「知る権利」を使うべきではないのかという指摘が出されていた。塩見昇によれば、「委員会もそのことで基本的な異論はなかった」のであるが、先人の英知を尊重し、「知る自由」について積極的なアクセスの意味合いを含めて理解することは無理ではないと判断したという⁴⁸⁾。具体的には、改定案の検討会において、図書館の自由に関する調査委員会の森耕一委員長が、『知る自由』に固執した委員会の考え方を次のように説明している⁴⁹⁾。

まず、1954年の宣言で、すでに「知る自由」ということばを使っているのですが、この時点で、「知る自由」という用例はまだ少なかった、ひょっとしたら、この宣言が最初かもしれません。私たちは、この先輩の英知に敬意を表するとともに、このことばをだいにしたいと考えました。

第2に、「知る権利」というのは、概してマスコミに関連して使われている感があります。ところが、図書館の場合には、マスコミに限らない。ひろくメディア全般について知る自由を保障していかなければならないのであります。

これから紹介申し上げますのは、一つの定義であって、絶対的なものではないかもしれませんが、堀部政男氏は、「知る権利」はアメリカでいう「政府のにぎっている情報に接する、アクセスする権利」のことだとしております（『アクセス権とは何か』、p. 64）。この堀部氏の定義によると、「知る権利」というのは、きわめて狭いものになってしまいます。

第3に、「知る自由」は、憲法で保障されている「表現の自由」の一部を構成するもの、あるいは表現する人、あるいは送り手の側の自由に対応する、受け手の側の問題でありまして、「権利」とよぶよりも、「自由」ととらえた方が、より適切ではないかと考えました。

4.2 知る自由と知る権利の関係性

前節の内容を踏まえれば、図書館の自由に関する宣言は1979年の改訂を契機に知る権利論の発展を受容したといえる。改訂版宣言の、国民主権や、表現の自由との表裏一体への言及は、知る権利論の理論構成を踏襲するものであった。さらに、改訂作業にあたった委員会の認識は、知る自由と請求権をも内包させるものであり、これは副文の「必要とする資料を入手する権利」を社会的に保障するという文言にも表れている。そして、本稿第1章で指摘したように、先行研究が知る自由と知る権利を同一のものとみなしていたのは、後者の、権利の性質に着目していたからであった。

しかし、対象とする情報の範囲は明確に異なっている。知る権利論において、実践目標として重視されていたのは、報道の自由や、請求権の対象としての国政情報であった。しかし、委員会の意図する請求権の対象は、それらを超えた情報一般にあった。ここに、第1章で言及し

た堀部の指摘、つまり、図書館関係法規からは請求権が当然に導かれるものではないことを加味すれば、知る自由の性質は次のようにまとめることができる。すなわち、知る自由とは、倫理思想として、図書館利用者に対して情報への請求権を図書館界が自主的に認めるものである。知る権利論とは異なり、国政情報を中心とすることなく、広く情報一般を対象としている。なお、当然のことながら、これが倫理思想であるとしても、活動や思想の根拠を実定法に求めることの重要性が損なわれるわけではない。

また、以上の議論を踏まえれば、両理論の関係性は次の3点のようにまとめることができる。

- (1)知る自由は、国内において情報受領の自由権を表明した初期のものであり、言論・出版の自由を視野に自由権を提示した点で、知る権利論に対して先駆的なものであった。ただし、図書館界の議論が法学に影響したわけでもなければ、表現の自由との表裏一体などの理論構成まで先んじて構築していたわけではない。
- (2)図書館界は、知る権利論の発展を図書館の文脈に最適化する形で受容した。
- (3)その結果、両概念は、表現の自由や請求権といった理論構成や情報の自由な流れに寄与するといった点では共通しているが、志向する情報の範囲は異なる。

5. おわりに

本論文では、知る自由の理論構成が、1979年改訂時の知る権利論の受容のもとで、国民に対する積極的な権利保障を内包するようになったことを指摘した。しかし、図書館の方針としての権利保障の思想がその時点で生じたわけではないことには注意が必要である。1960年代後半から1970年代前半にかけて、学習権や読書権と結びつく形で権利保障の思想が生まれていたものであり、1979年改訂時の知る自由は、そうした権利保障の思想と結びつき、知る権利論を受容することで、その思想を発展させたと考えるべきである。本稿は、知る自由と知る権利の関係性に議論の焦点を絞ったのであり、知る自由の権利性全体を論じたわけではない。これについては、学習権や読書権の議論を交えて、別稿で論じることとする。さらに、字数の関係もあり、マス・メディアの状況や倫理をはじめとした背景に踏み込まず、知る権利論の展開については概説的な記述にとどまった。詳細かつ包括的な検討も今後の課題としたい。

また、本稿で明らかにした両理論の相違点、すなわち対象とする情報の範囲を軸に、最後に2点指摘しておく。まず、1980年代後半から、図書館を情報公開制度に位置づける動きが現れた。このことによって、図書館界と知る権利論のメインフィールドとの結びつきも強まったといえる⁵⁰⁾。ただし、図書館を情報公開制度の拠点として、行政資料の収集・提供活動を志向していたのであり、公的機関としての図書館の持つ情報、たとえば利用者情報の公開を意図していたわけではない。これは、利用者のプライバシーや図書館の秘密性に関わる問題である⁵¹⁾。

一方、マス・メディアが主に発信を担い、国民一般は受領者の地位にとどまるという状況は、現在のネット社会によって軽減されている。国民一般も容易に情報発信を行いうる現状は、知る権利論の当初の前提が成立しなくなったことを意味しており、理論的背景の再考を迫るものといえる。そして、社会の情報流通量が増大するにつれて図書館の扱う情報量が相対的に低下していることも、根本は同じ社会環境によるものである。そのような中で、まとめ(3)で述べたように、情報一般を扱う図書館の知る自由の思想は、国政情報が中心となる知る権利論よりも

表現の自由全体に関わるものであり、「知る」ことの権利と自由に関する理論の構築にいかに関与するののかという議論が求められよう。

注

- 1) 福井佑介「図書館の倫理的価値の展開と限界：価値の対立における倫理的枠組み」『図書館界』64(6), 2013. 3, pp. 392-409。
- 2) 渡辺重夫『図書館の自由と知る権利』青弓社, 1989, p. 16。
- 3) 同書, pp. 25-26。
- 4) 同書, pp. 28-29。
- 5) 同書, p. 151。
- 6) 中村克明『知る権利と図書館』関東学院大学出版会発行, 丸善発売, 2005, p. 33。
- 7) 同書, p. 61。
- 8) 図書館の知る自由を論じているのは堀部政男のみである。同書, pp. 30-32。
- 9) 芦部信喜「第1章『知る権利の理論』」内川芳美・岡部慶三・竹内郁郎・辻村明編『講座現代の社会とコミュニケーション 3 言論の自由』東京大学出版会, 1974, pp. 3-23, 引用は p. 11。
- 10) 堀部政男「図書館の自由と知る権利(特集:図書館法の30年)」『法律時報』52(11), 1980. 11, pp. 27-32, 引用は p. 32。
- 11) 堀部政男「図書館法の法学的検討: 図書館の自由を中心として」日本図書館協会編集『図書館法研究: 図書館法制定三十周年記念図書館法研究シンポジウム記録』日本図書館協会, 1980, pp. 119-126。
- 12) 埼玉県図書館協会「日本図書館憲章(仮称)制定の機運」『埼玉県図書館協会報』2・3, 1952, p. 3, 引用は p. 3。
- 13) 「第6回全国図書館大会・第7回日本図書館協会総会議事録」『図書館雑誌』47(7), 1953. 7, pp. 209-274, 引用は pp. 233-234。
- 14) 「図書館の自由に関する宣言」『図書館雑誌』48(7), 1954. 7, pp. 220-221。
- 15) 図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する事例33選』(図書館と自由 第14集) 日本図書館協会, 1997, 引用は p. 4。
- 16) K生「図書館の自由と責任」『図書館雑誌』46(10), 1952. 10, pp. 281-283, 引用は pp. 9-10。
- 17) K生が依拠した新聞倫理綱領そのものに対して、自己規制の点からの批判がある。たとえば、次の文献を参照。山川力『新聞の自己規制』未来社, 1984。
- 18) 塩見昇『知的自由と図書館』(青木教育叢書) 青木書店, 1989, p. 160。
- 19) 奥平康弘「知る権利の保障と社会教育(特集:現代の人権と社会教育)」『月刊社会教育』24(5), 1980. 5, pp. 13-20, 引用は p. 15。
- 20) 伊藤正己『言論の自由を守るために』(文化新書) 有信堂, 1961, p. 56。
- 21) 芦部信喜「表現の自由」清宮四郎・佐藤功編『憲法講座2: 国民の権利及び義務』有斐閣, 1963, pp. 141-163, 引用は pp. 142-143。
- 22) たとえば、次の文献において、奥平康弘は、政治的意味での重要性という視点から表現の自由を取り扱った。そこでも、一般大衆がマス・メディアの報道の一方的な受け手の地位に封じ込まれているという認識の中で、「表現する自由」が「表現をうけとる自由」をも内包するのかを検討している。奥平康弘「表現の自由」『日本国憲法体系 第7巻: 基本的人権(1)』有斐閣, 1965, pp. 53-143。
- 23) 「昭和39年(あ)305 猥褻文書販売, 同所持」。
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319115651689554.pdf> (最終アクセス日: 2013/08/31)。
- 24) 奥平康弘『表現の自由とはなにか』(中公新書) 中央公論社, 1970, p. 112。
- 25) 千葉雄次郎「新聞人の『知る権利』の運動について」『東京大学新聞研究所紀要』7, 1958, pp. 1-16, 引用は p. 7。

-
- 26) 前掲 21), pp. 143-144。
- 27) 石村善治「知る権利とマスコミ(特集・とりのこされた基本的人権：現代社会の新しい人権侵害)」『ジュリスト』422, 1969.5, pp. 58-65, 引用は pp. 59-60。
- 28) 「取材フィルム提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告」。
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319115814155282.pdf> (最終アクセス日：2013/08/31)。
- 29) 「提出命令に対する特別抗告事件」『最高裁判所刑事判例集』23(9), 1969, pp. 1146-1153, 引用は pp. 1149-1152。
- 30) 奥平康弘『「知る権利」の法的構成(特集：マスコミと表現の自由)』『ジュリスト』449, 1970.5, pp. 45-53, 引用は p. 49。
- 31) 阪本昌成『「知る権利」の意味とその実現』『ジュリスト』884, 1987.5, pp. 207-218, 引用は p. 210。
- 32) 記者の起訴を報じた紙面では、弁護士や野党が「知る権利」を主張していることも併せて掲載されている。「国公法適用し起訴」毎日新聞, 1972年4月15日夕刊。
- 33) この立論自体は、次の文献でもすでに提示されている。前掲 30)。
- 34) ただし、ここでは、報道機関の果たす役割の重要性に鑑みて、一定の特権についても議論している。奥平康弘・佐藤幸治・清水英夫・堀部政男「研究会『知る権利』の法的構造(特集：国民の『知る権利』)」『法律時報』44(7), 1972.6, pp. 27-47, 引用は pp. 33-39。
- 35) 同上, p. 41。
- 36) 芦部信喜『憲法』第5版, 岩波書店, 2011, p. 171。
- 37) 奥平康弘『知る権利』(現代法叢書) 岩波書店, 1979, p. 1。
- 38) 同書, p. 4。
- 39) 同書, p. 18。
- 40) 当該事件の概要については下記参照。「山口県立図書館図書抜き取り放置事件」図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する事例33選』(図書館と自由 第14集) 日本図書館協会, 1997, pp. 52-60。
- 41) 「全体会議」昭和48年度全国図書館大会実行委員会事務局編『全国図書館大会記録。昭和48年度』日本図書館協会, 1974, pp. 60-65, 引用は p. 62。
- 42) 「協会通信」『図書館雑誌』69(2), 1975.2, p. 82。
- 43) 図書館の自由に関する調査委員会「第3回関東・近畿地区小委員会連絡会から」『図書館雑誌』70(7), 1976.7, p. 262。
- 44) 「部会通信」『図書館雑誌』72(5), 1978.5, p. 211。
- 45) 「図書館の自由に関する宣言：1979年改訂」『図書館雑誌』73(8), 1979.8, pp. 418-419。
- 46) 1954年版で用いられていた「民衆」という表現が、「国民」に変わっている。
- 47) 前掲 45)。
- 48) 前掲 18), p. 201。
- 49) 「図書館の自由に関する宣言 1979年改定案総括説明」『全国委員会通信』28, 1979.4, 引用は p. 3。
- 50) 図書館における行政情報の提供について、「図書館利用者の請求権的権利を保障するための制度上の模索」と位置付けている。根本彰「図書館の自由と情報公開について考えるために」日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『情報公開制度と図書館の自由』(図書館と自由 第8集) 日本図書館協会, 1987, pp. 2-7, 引用は p. 4。
- 51) 同様のことは下記でも指摘されている。日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『情報公開制度と図書館の自由』(図書館と自由 第8集) 日本図書館協会, 1987, 引用は p. 25。

(生涯教育学講座 博士後期課程2回生)

(受稿 2013年9月2日、改稿 2013年11月28日、受理 2014年1月16日)

The Relationship between the Freedom to Know as the Ethical Value of Libraries and the Right to Know as a Legal Term

FUKUI Yusuke

The purpose of this study is to explore the relationship between the freedom to know as the ethical value of libraries and the right to know as a legal term by focusing on the historical development of both concepts. In the Statement on Intellectual Freedom in Libraries (approved 1954, revised 1979), the Japan Library Association (JLA) states that the most important responsibility of libraries is to offer collected materials and facilities to people who have the freedom to know as one of their fundamental human rights. JLA introduced the legal logic of the right to know into the Statement, and both concepts have the same nature. However, the purpose of each concept is different. In the argument on the right to know, journalists and legal scholars emphasize freedom of the press or access to government information. On the other hand, librarians intended to guarantee the free flow of information and access to general information.